

復興・創生 その先へ

記者発表資 料 令和5年6月29日 興 復 庁

福島再生加速化交付金(第57回)《帰環・移住等環境整備第43回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のと おり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費:13,845百万円 国費:10,378百万円 ※福島県、10市町村(22事業)に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。 ※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

- 2. 主な交付対象事業(計数は事業費(())内は国費))
 - ○被災地域農業復興総合支援事業
 - ・浪江町等において、農業用施設等の整備を行います。

《12,154百万円(9,115百万円)(1県2事業)》

- ○水道施設整備事業
 - ・浪江町において、水道施設の整備を行います。

《753百万円(502百万円)(1町2事業)》

- ○農山村地域復興基盤総合整備事業
 - ・飯舘村等において、ため池等の整備を行います。

《315百万円(264百万円)(3町2村6事業)》

- ○移住・定住促進事業
 - ・川俣町等において、新たな住民の移住・定住促進に資する施策を行います。

《67百万円(50百万円)(2町2事業)》

- ・別紙1:福島再生加速化交付金(第57回)《帰還・移住等環境整備(第43回)》市町村等別交付可能額 ・別紙2:福島再生加速化交付金(第57回)《帰還・移住等環境整備(第43回)》における市町村等別の主な事業
- ・別紙3:福島再生加速化交付金(第57回)《帰還・移住等環境整備(第43回)》交付可能額通知対象事業メニュー一覧
- ・別紙4:福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)の概要

本件連絡先:復興庁原子力災害復興班(加速化交付金担当)

担当:長谷部

電話:03-6328-0255

FAX: 0.3 - 6.328 - 0.296

復興庁原子力災害復興班 (移住等促進担当)

担当:生田

電話:03-6328-0252

福島再生加速化交付金(第57回)《帰還·移住等環境整備 (第43回)》市町村等別交付可能額

(単位:百万円)

県及び市町村等名			事業費	交付可能額【国費】
南	相馬	市	1 4 1	1 0 6
JII	俣	町	3 7	2 7
楢	葉	町	8 2	6 3
富	岡	町	1 5	1 5
JII	内	村	262	2 1 3
大	熊	町	5 7	4 3
双	葉	町	2	2
浪	江	町	8 9 7	6 2 3
葛	尾	村	4	3
飯	舘	村	1 9 5	1 6 7
福	島	県	12, 154	9, 115
計 (県、10市町村)			13,845	10,378

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。 端数処理により、合計と一致しない場合があり得ます。

福島再生加速化交付金(第57回)《帰還·移住等環境整備(第43回)》 における市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

〇事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業) ·下太田工業団地拡張事業 【141百万円(106百万円)】

双葉町

〇事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)

•農業水利施設等保全再生事業(双葉町)《新規》

【2百万円(2百万円)】

川俣町

〇事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備等支援事業) ・川俣町貸事業所整備事業《新規》 【27百万円(20百万円)】

〇事業番号:49(移住•定住促進事業)

•移住求人確保事業《新規》

【10百万円(7百万円)】

浪江町

〇事業番号:20(水道施設整備事業)

・浪江町水道施設整備事業(基金型) 【725百万円(483百万円)】

〇事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)

•農業水利施設等保全再生事業 基金型

【114百万円(91百万円)】

楢葉町

〇事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業) ·波倉地区産業団地整備事業《新規》 【8百万円(6百万円)】

葛尾村

〇事業番号:5(福島再生賃貸住宅整備事業)

•葛尾村再生賃貸住宅進入路拡幅事業《新規》

【4百万円(3百万円)】

川内村

〇事業番号:42(農業基盤整備促進事業)

·農業基盤整備促進事業(基金型) 【217百万円(168百万円)】

飯舘村

〇事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)

- •農業水利施設等保全再生事業 飯舘地区【119百万円(91百万円)】
- ・営農再開支援水利施設等保全事業(飯舘西部その1)(単年度型) 《新規》 【20百万円(20百万円)】

大熊町

〇事業番号:49(移住•定住促進事業)

•大熊町移住定住広報事業《新規》

【57百万円(43百万円)】

福島県

〇事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等))

-畜産施設整備 浪江町(基金型) 【11,922百万円(8,942百万円)】

-農業用機械等整備 飯舘村《新規》

【232百万円(174百万円)】

福島再生加速化交付金(第57回)《帰還・移住等環境整備(第43回)》 交付可能額通知対象事業メニュー一覧

事業番号	事業名
5	福島再生賃貸住宅整備事業
10	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
19	生活環境向上支援事業
20	水道施設整備事業
23	個人線量管理 · 線量低減活動支援事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
49	移住•定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL: https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業(住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策)を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ 交付金 復 興 庁 (注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

- (2) 主な交付対象事業
- ① 生活拠点整備 福島復興再生拠点、災害公営住宅、再生賃貸住宅、 道路、小中学校・幼稚園等の整備
- ② 生活環境向上対策 水道施設整備、井戸掘削等
- ③ 健康管理・健康不安対策 モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員 配置
- ④ 社会福祉施設整備介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備
- ⑤ 農林水産業再開のための環境整備 農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施 設等の整備
- ⑥ 商工業再開のための環境整備 産業団地、貸事業所等の整備
- ⑦ 移住等の促進自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業